

(イ) 職業生活と家庭生活との両立支援事業

職業生活と家庭生活との両立支援事業として、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備を推進するため、助成金の支給による事業主への支援や、育児・介護等の各種サービスに関する地域の具体的情報のインターネット（フレーフレネット）による提供、ファミリー・フレンドリー企業の普及促進、育児、介護等のために退職した者等に対する再就職支援等を行っている。

オ 多様な勤務形態の環境整備

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」（平成19年法律第72号）が、平成19年6月に公布されたところであり、改正法の円滑な施行に向け、周知啓発を行っている。

また、パートタイム労働者の均衡待遇に取り組む事業主や中小企業事業主団体への支援を図るため助成金を支給している。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及

テレワーク（情報通信技術を活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方：自宅やサテライトオフィスでの勤務等）が実現すれば、自宅等での勤務ができることから、高齢者にとって、通勤負担の軽減など身体的負担の少ない形態での就労が可能となる。また、退職後に、故郷等に移転する場合においても、テレワークによって専門能力を活用した就労が可能

となる。このようにテレワークは、高齢者の就業機会の拡大及び高齢者の積極的な社会への参画を促進する有効な働き方と期待されている。

政府では、2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする目標の実現に向けて、平成19年（2007）年5月に「テレワーク人口倍増アクションプラン」（テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、IT戦略本部了承）を策定し、政府一体となってテレワークの普及を推進している。

アクションプランの着実・迅速な実施のため、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」（平成17年11月設立）の活動と連携を図りつつ、課題解決のための調査研究やセミナーの開催等による普及活動を展開した。

また、企業や地域へテレワークを普及する観点からテレワーク推進上の課題把握、必要な支援方策の検討、推進方策の取りまとめ等を行い、多くの企業等にテレワークを試行・体験いただく機会の提供や、テレワークの活用による地域活性化等効果の提示・啓発を行う実証実験及びテレワークシンポジウムの開催、テレワーク環境整備税制（テレワーク設備導入の際の税制優遇措置）の創設、全国各地で普及啓発セミナーの開催を行った。

職場や自宅以外での就労を可能にするテレワークセンターの必要性、課題等を検討するため、横浜市・鶴ヶ島市の2箇所の実証実験を実施した。

さらに、在宅勤務の適切な労務管理の在り方を明確にしたガイドラインの周知・啓発を行うとともに、テレワーク相談センターでの相談活動やテレワークに関心のある中小企業等に実際にテレワークを体験する機会を与え、主に労務管理的な視点からテレワーク実施による効果や課題等を検証するテレワーク共同利用型システ

ム試行導入事業等により、テレワークの適正な就業環境の下での普及を図っている。

また、非雇用で、情報通信機器を活用し、個人が自営的に働く在宅就業については、在宅就業者の仕事の確保等に重要な役割を果たしている仲介機関に関する情報を収集・提供するシステムの運用等を行っている。

さらに、総務省など複数の省庁で、国家公務員テレワークを率先して実施している。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

我が国の公的年金制度は、年金を受給する高齢者世代をサラリーマンや自営業者等の現役世代が支える世代間扶養の仕組みを基本としており、年金は高齢者世帯の収入の7割を占めるとともに、国民の4人に1人が年金を受給しているなど、国民生活において欠くことのできないものとなっている。

こうした公的年金制度の基本的な考え方や重要性については、新聞等を活用した広報等を通じて啓発を図った。

基礎年金の国庫負担割合の引上げについては、「国民年金法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第104号。以下「平成16年年金改正法」という。）において、法律の本則上国庫負担割合を2分の1とするとともに、附則において3分の1から2分の1に引き上げる道筋を明確に示した。この道筋を踏まえ、17年度から19年度までにおいてそれぞれ基礎年金の国庫負担割合の引上げを実施した。

平成20年度においては、前年度に引き続き、20年度の負担割合を現行の3分の1に1000分の32を加えた割合から、3分の1に1000分の40を加えた割合に引き上げることとされており、「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部

を改正する法律案」を第169回国会に提出した。

年金額については、物価の変動に応じて自動的に額を改定することとなっている。平成19年度の年金額については、全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）は前年比変動率プラス0.3%となったものの、名目手取り賃金変動率が0.0%となったことから、18年度と同額にすることとしたところであり、平成20年度の年金額についても、全国消費者物価指数の対前年変動率が0.0%であることから、19年度と同額とすることとしている。

イ 個人のライフスタイルの選択に中立的な公的年金制度の構築

平成16年年金改正法においては、多様な生き方、働き方に対応した制度とする観点から、在職老齢年金制度の改善（60歳台前半の在職中の老齢厚生年金一律2割支給停止の廃止等）、次世代育成支援の拡充（育児休業中の保険料免除措置の対象を1歳未満から3歳未満に拡充する等）、障害年金の改善（障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給を可能とする等）、離婚時の厚生年金の分割等の改正を行った。

このうち平成19年度においては、離婚時の厚生年金の分割等が施行された。また、20年度の施行事項である第3号被保険者期間の厚生年金の分割についても円滑に実施されるよう必要な措置を講じた。

ウ 公的年金制度の一元化の推進

「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について」（平成18年4月閣議決定）及び「被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について」（平成18年12月政府・与党合意）に基づき、被用者年金制度の一元化を図るべく「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法

等の一部を改正する法律案」を第166回国会に提出した。

エ 社会保険庁改革の推進と年金記録問題への対応

社会保険庁改革については、平成19年6月に「日本年金機構法（平成19年法律第109号）」が成立し、社会保険庁は22年に廃止され、新たに非公務員型の公法人である日本年金機構を設立することとなっている。

これにより、公的年金については、国が財政責任・管理運営責任を担いつつ、一連の運営業務は日本年金機構が厚生労働大臣から権限や事務の委任委託を受け、その直接的な監督の下で担うこととなる。

新たな組織が、意欲と能力のある人材によって構築され、確実な業務運営によりその責任をしっかりと果たす、国民に信頼される組織となるよう、その設立に向けた準備を鋭意進めてきたところである。

また、コンピュータ上の記録で基礎年金番号に未統合の記録が約5千万件あることなどの、

いわゆる年金記録問題については、平成19年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会で取りまとめた「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」等に基づき、着実に対応を進めている。

平成20年3月末までには、「5千万件の未統合の記録」と「1億人のすべての年金受給者や現役加入者の方の記録」との氏名・生年月日・性別の3条件によるコンピュータ上での突合せ（名寄せ）や、その結果記録が結び付く可能性がある方々1,030万人への「ねんきん特別便」の送付を、予定どおり完了したところである。

（４）自助努力による高齢期の所得確保への支援

ア 企業年金制度等の整備

我が国の公的年金の上乗せの企業年金制度には、確定給付型の企業年金として、厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、独自の年金を上乗せする「厚生年金基金」、企業独自の年金のみの「確定給付企業年金」、一定の要件を備えたものに税制上の特例を認めた「適格

表2-3-5 企業年金等の適用状況の推移

年度	厚生年金基金		適格退職年金		確定拠出年金			確定給付企業年金	
	基金数	加入員数 (千人)	契約件数	加入員数 (千人)	企業型 承認件数	企業型 加入者数 (千人)	個人型 加入者数 (千人)	規約型 (件)	基金型 (件)
平成5	1,804	11,919	92,467	10,594					
6	1,842	12,051	92,355	10,751					
7	1,878	12,130	91,465	10,776					
8	1,883	12,096	90,239	10,626					
9	1,874	12,254	88,312	10,432					
10	1,858	12,002	85,047	10,297					
11	1,835	11,692	81,605	10,011					
12	1,801	11,396	77,555	9,656					
13	1,737	10,871	73,582	9,167	70	88	0.4		
14	1,656	10,386	66,741	8,580	361	325	14.0	15	0
15	1,357	8,351	59,163	7,779	845	708	28.2	164	152
16	838	6,152	52,761	6,530	1,402	1,255	46.1	478	514
17	687	5,310	45,090	5,687	1,866	1,733	63.3	833	597
18	652	5,250	38,885	5,064	2,313	2,187	80.1	1,338	606

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会「適格退職年金の契約状況調べ」、厚生労働省、企業年金連合会、国民年金基金連合会調べ

（注）確定拠出年金法は平成13年10月より施行（個人型確定拠出年金については平成14年1月より施行）。
確定給付企業年金法は平成14年4月より施行。

退職年金」等がある。また、確定給付型の企業年金等に加え、国民の自助努力を支援するための選択肢として、拠出した掛金額とその運用収益との合計額を基に給付額が決定される「確定拠出年金」がある（表2-3-5）。

確定拠出年金法（平成13年法律第88号）は平成18年10月に、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）は19年4月に施行後5年を迎えるに当たり、18年10月に厚生労働省年金局長の下に企業年金研究会を設置し、企業年金制度の施行状況の検証が行われ、19年7月に「企業年金制度の施行状況の検証結果」が取りまとめられた。

イ 退職金制度の改善

社外積立型の制度を導入する等の改善を促進するとともに、中小企業が退職金制度を導入するのを支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進している。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

勤労者財産形成年金貯蓄については、退職後の生活に備えての勤労者の計画的な自助努力を支援するため、元本550万円を限度として、利子等については非課税措置が講じられている。

また、平成14年に都道府県社会福祉協議会において、所有する住居に将来にわたり住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う長期生活支援資金貸付制度を創設したところであり、19年6月末現在、46の都道府県において貸付業務が開始され、556件の貸付決定がなされている（表2-3-6）。

高齢者の財産管理の支援等に資する認知症高齢者等の権利擁護のための成年後見制度について周知を図っている（表2-3-7）。

表2-3-6 長期生活支援資金の概要

【目的】

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とする。

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会（申込窓口は市町村社会福祉協議会）

【貸付対象】

資金の貸付対象は次のいずれにも該当する世帯

- ・借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む。）する不動産に居住していること。
- ・不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ・配偶者又は親以外の同居人がいないこと。
- ・世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- ・借入世帯が市町村民税の非課税世帯程度の世帯であること。

【貸付内容】

貸付限度額	居住用不動産（土地）の評価額の70%程度
貸付期間	貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間又は借受人の死亡時までの期間
貸付額	1月当たり30万円以内の額（臨時増額が可）
貸付利子	年利3パーセント又は長期プライムレート（現在2.2%）のいずれか低い利率
償還期限	借受人の死亡など貸付契約の終了時
償還の担保措置	<ul style="list-style-type: none"> ・居住する不動産に根抵当権等を設定。 ・推定相続人の中から連帯保証人1名を選任。

資料：厚生労働省

（注）長期プライムレートは平成19年4月1日現在